

- ・ HIV治療ガイドラインを作成し毎年更新し、全国に配布している。
- ・ 母子感染予防マニュアルが策定・周知され、更なる調査研究を行っている。
- ・ 抗HIV薬の血中・細胞内濃度測定及び薬剤耐性検査等によるモニタリングシステムと簡便な手技が一部確立された。
- ・ HIV・HCV共感染患者に対する生体肝移植等の肝炎治療法マニュアルを策定・周知し、その治療実績に関する研究を継続している。
- ・ HIV感染男性、非感染女性夫婦間の生殖補助医療に関する方法が一部確立された。
- ・ 凝固因子製剤の補充療法に代わる血友病の遺伝子治療方法の開発を動物実験レベルから、臨床応用に繋がるように継続する。
- ・ 抗HIV薬・ワクチンの開発に向けて引き続き基礎研究を行う。
- ・ HIV即日検査のガイドラインの作成・周知が行われ、更に利便性の高いHIV検査体制の確立を目指した研究を継続している。
- ・ 非政府組織（NGO）の活用による効果的な普及啓発手法が開発され、その手法に基づいたイベント等が実践されている。
- ・ 同性間性的接触における効果的なエイズ予防対策の方法が一部確立され、その実践に対する評価を行っている。
- ・ 世界の中における日本のHIV医療体制の現状把握と今後の在り方に関する提言を引き続き行い、エイズ拠点病院の底上げに繋げていく。
- ・ エイズ動向調査の情報等の分析を行い、HIV感染者・エイズ患者の有病数・発生数の推計し、将来像を把握する調査研究が、日本のエイズ対策に資するものとなっている。

（肝炎分野）

肝炎については、社会的問題としての観点からも、国として積極的に取り組むべき研究課題であると考えられる。特に、現在、国民の大きな関心を集めているC型肝炎については、本研究事業において、その疫学（罹患率、経過、予後）が解明されつつあり、インターフェロンを含めた標準的治療法にも進歩がみられ、今後の研究成果も大いに期待される。また、透析施設における感染防止に関する研究や、コントロールされていたかに見えたB型肝炎の母子感染予防の徹底などの新たな課題については、早急に取り組んで行く必要がある。

これまでに、以下の成果が得られている。

- C型肝炎の疫学（罹患率、経過、予後）の解明
- C型肝炎ウイルスによる発ガン機構の解明
- C型肝炎キャリアを早期発見するための健診方法の確立
- C型肝炎に対するインターフェロンを含めた標準的治療法の確立

前年度の総合科学技術会議および科学技術部会での評価に対する取り組み

それぞれの分野で、各研究課題毎に研究成果発表会、研究成果報告書による中間・事後評価を行い、改善すべき点等を主任研究者に通知し改善を求める等、より効果的な研究の実施に努めている。また、評価委員会の評価結果に基づき、重要な研究課題については重点的に研究費を配分するなど、課題の重要度に応じた研究費の適正配分を図っている。

また、評価委員会（平成16年）において、「SARS等は緊急に解決すべき問題であり、一層注力する必要がある。」と指摘されたことを受け、SARS、鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱等の感染症に対応するため、海外で発生した新興感染症に関する実地調査や、感染症対策の効果的な実施のための分析疫学的手法を用いた研究を積極的に進めていくこととしている。

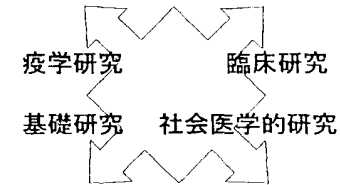
(5) 事業の概略図



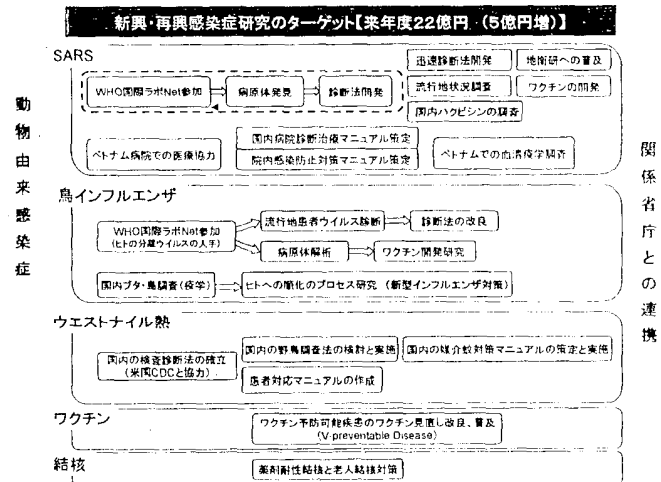
エイズ対策研究事業



- 調査に基づいたエイズ予防教育研究
- HCVとの重複感染の治療研究
- 薬剤耐性のサーベイランス体制確立
- A-netを利用したデータ・マイニング



- ワクチン開発への基盤形成
- ICAAP開催に向けた連携モデル形成
- 薬剤耐性のモニタリング法開発
- 先進諸国との動向・対策比較



B. 評価結果

(1) 必要性

(新興再興感染症分野)

新興再興感染症の多くは、その病原体、感染経路、感染力、発症機序、診断法、治療法について不明な点が多く、診断の遅れや感染防御策の不十分さから、二次感染や院内感染の拡大を引き起こすことがある。また、これらの感染症の多くは動物由来感染症であり、今後は、医学のみならず獣医学、昆虫医学等の関係多分野との連携を強化し、当該分野における基礎的な感染症対策研究を推進する必要がある。

これまで知られていなかった感染症が発生した場合には、誤った情報の伝達により国民の不安が増大し、日本国内で患者が報告された場合にはパニックを引き起こす可能性もある。こういった事態を回避するためには、迅速かつ正確な診断法の開発、感染経路等の解明、正しい情報の収集・分析・還元方法の開発等が極めて重要であり、早急に取り組む必要がある。特に、昨年発生したSARSや近い将来発生が危惧されている新型インフルエンザは、数ヶ月の間に世界的な感染症危機を引き起こす可能性があり、このような感染症に対しては、国際機関や諸外国と連携しながら、国際的なまん延防止対策を講じるための研究を推進する必要がある、厚生労働省が実施する意義は高いと考えられる。

(エイズ分野)

平成9年から本格的に我が国に導入されたHAART（多剤併用療法）により、感染者の長期予後の改善は著しいものがみられるが、根治法は未だ確立されておらず、長期投与が必要とされている。しかし、副作用等により、初回導入の4割近くが失敗に至るとされ、その服用の失敗による薬剤耐性ウイルスの出現という新たな問題も生じている。そのため、新たな治療法の開発、長期服用のための方法の確立、新薬やワクチン開発のための更なる研究が重要となってきた。我が国の新規感染の殆どは性的接触によるものであるが、その予防はプライバシーの保護や学校における性教育の観点から非常に難しく、例えばコンドーム使用の促進など、その行動変容のための研究と同時に、草の根レベルでのきめ細やかな普及啓発手法の開発を推進していくことが重要である。なお、東京・大阪HIV訴訟の和解を踏まえ、恒久対策の一環としてエイズ治療・研究をより一層推進させることが求められている。

(肝炎分野)

肝炎対策については、社会的問題としての観点からも、国として積極的に取り組むべき研究課題であると考えられる。特に、現在、国民の大きな関心を集めているC型肝炎については、本研究事業において、その疫学（罹患率、経過、予後）が解明されつつあり、インターフェロンを含めた標準的治療法にも進歩がみられ、今後の研究成果も大いに期待される。また、透析施設における感染防止策の構築、B型肝炎の母子感染防止策の徹底、性感染症対策としての肝炎対策等、新たな課題も指摘されている。

(2) 有効性

(新興再興感染症分野・肝炎分野)

本事業においては、これまでも我が国の現状に関する数多くの知見を得ることができた。平成13年度から3年計画で実施している研究は既に終了しているが、当初の目的をほぼ達成しており、十分な成果が得られている。

- ・ 希少であるが危険性の高い感染症の診断法、治療法が一部確立された。
- ・ 食品由来感染症の原因菌の検出法の向上は、韓国産牡蠣輸入禁止の根拠になる等、行政施策に結びついた。
- ・ PFGEの標準化により、広域感染症の疫学調査が容易になった。
- ・ 結核に関する新たな知見が集積され、法律改正を含む対策強化につながった。特に、21世紀型日本版DOTSの開発は治療率向上に有益であった。
- ・ インフルエンザ、ハンセン病など社会的意義が高い疾患の対策方法についても新見解が得られた。
- ・ 生物テロ対策に有効なPCR法等の迅速診断法が開発された。
- ・ 天然痘等バイオテロに関する対応マニュアルが策定され、関係自治体に周知された。
- ・ 感染症サーベイランスの適正化のための検討でも改善点が指摘された。
- ・ 特に現在社会的問題となっているC型肝炎の疫学（罹患率、経過、予後）が、1年を経過した段階で明らかにされつつある。
- ・ C型肝炎ウイルスによる発癌機構も一部解明された。
- ・ C型肝炎キャリアを早期発見するための健診方法が確立され、またC型肝炎に対するインターフェロンを含めた標準的治療法にも進歩が見られる。

(エイズ分野)

HIV/エイズ対策の目標は、予防法、治療法の開発である。エイズ予防ワクチンについては治験段階に至るものがあるなど、着実な成果が上がっている。また、感染拡大阻止の観点からも、サーベイランスの精緻化や個別施策層（同性愛者、青少年、静注薬物使用者、風俗産業従事・利用者等）に対する集団毎の特性に応じた介入研究を行っており、当初の目的をほぼ達成して十分な成果が得られている。

(3) 計画性

現在求められている課題がほぼ網羅されており、特に、重要課題については重点的な取り組みがなされている。また、それぞれの研究課題は基本的には3年計画で実施されているものであるが、評価委員会の結果に基づき、必要な場合には研究期間を短縮するなど、効率的な実施が図られている。

(4) 効率性

(新興・再興感染症分野)

昨年、世界的な感染症危機を引き起こした重症急性呼吸器症候群（SARS）は、健康被害のみならず、当初は極東のみで300億米ドルと概算されるほどの、深刻な経済危機をも引き起こした。SARSや近い将来発生が危惧されている新型インフルエンザ等の新興感染症は、現代の発達した輸送手段を介した急速な感染拡大により、昨年と同様かそれ以上の大きな損失を引き起こすと言われており、そのような事態に備え、本研究事業により、対策マニュアル、診断法、ワクチン等の開発を行うとともに、平時より感染症研究の基盤整備を行うことは十分な効果を生むものであると考える。

また、新興感染症が発生した際には、その感染源や感染経路が不明であることから、誤った情報の伝達により国民の不安が増大し、過剰な防衛反応をとることが想定されるが、正しい情報の普及・啓発や、疾病に関するリスクを国民と行政、医療関係者が共有し、そのリスクの削減に役立つリスクコミュニケーション手法を用いることで、過剰な反応をある程度回避させることができる。

国際協力の観点からみても、新興再興感染症の多くがアジアで発生していることから、発生当初より現地で迅速な情報収集・分析等を行い、その結果を的確に還元することにより、より早期に感染症の流行をコントロールできるようになり国際的な貢献が期待できる。

(エイズ対策)

HIV/AIDSに関する基礎医学・臨床医学・社会医学・疫学が一体となっている研究事業であり、有識者が事前・中間・事後評価を行うだけでなく、各主任研究者間の調整会議も実施し、一体化の利点を最大化すべく運営されている効率的な事業といえる。

また、我が国は外国に比較してHIV感染者の数が少ないため、最新の知見や技術は欧米で発見、創造されることが多いが、本推進研究費を使用した外国への日本人研究者短期派遣事業や外国人研究者の日本への招聘事業等を行い、効率的な知見・技術の獲得に努めており、同時に専門家が十分いるとは言えないエイズ分野での若手研究者を、本体研究を補助する形で、積極的に育成している。

また、経済的観点から見ても、HIV感染者にはエイズ発症防止のための治療や発症後のエイズ治療に対し一生涯に渡り、高額な医療費が必要となり、感染そのものの予防介入は非常に経済効率が高い。また、我が国の感染の中心は青年～中年男性であり、これらの世代が感染することによる社会的損失は甚大と言える。

(肝炎対策)

肝炎対策においては、慢性肝炎、肝硬変等長期の経過をたどるため、数ヶ月に及ぶ入院や数年以上に及ぶ通院治療が必要となるケースもあり、労働力の損失、経済的負担も問題となっていたが、早期発見・診断・治療を行うことにより、その予後の改善や早期の社会復帰が可能となる等、経済面への波及効果も見込まれる。

(5) その他

(新興再興感染症分野)

- ・ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議で、SARSの類型についてはウイルスの解明、病態等の解明を急ぎ、治療薬・ワクチンの開発などの医療の状況も含め医学的知見の集積等を踏まえ2年度毎の見直しを行うこと、地球規模化する感染症問題については、海外事例の収集、分析等を踏まえ、新感染症等への速やかな対応が可能となるよう人材の確保、研究機関の体制整備等を重点的かつ積極的に行うこと。また海外における患者情報の把握及び発生源対策が重要であることにかんがみ、WHO及びASEAN並びに2国間協議等を通じた国際医療協力の一層の推進を図ること、とされている。
- ・ 「結核予防法の一部を改正する法律案」に対する附帯決議で、国内外における結核に関する情報の収集・分析を行い、最新の知見に基づき、国民、医師その他の医療従事者をはじめとする関係者に対し積極的に情報収集を行いながら、適切な結核対策を展開するとともに、国際的な協力・支援の一層の推進を図ること、とされている。
- ・ 「エイズ予防指針」や「性感染症予防指針」に基づき、1. 原因の究明、2. 発生の予防及び蔓延の防止、3. 医療の提供、4. 研究開発の推進、5. 国際的な連携、6. 人権の尊重、7. 普及啓発及び教育、8. 関係機関との新たな連携等を図ること、とされている。

C. 総合評価

近年、新たにその存在が発見された新興感染症や既に制圧したかにみえながら再び猛威をふるいつつある再興感染症が世界的に注目されている。これらの感染症は、その病原体、感染経路、感染力、発症機序、診断法、治療法等について不明な点が多く、診断の遅れや感染防御策の不十分さから、二次感染や院内感染の拡大を引き起こすことがある。また、誤った情報の伝達により国民の不安が増大し、日本国内で患者が報告された場合にはパニックを引き起こす可能性もある。

特に、昨年、新たに発生したSARS、近い将来、発生が危惧されている新型インフルエンザ等の感染症は、近年の発達した輸送手段を介した急速な感染拡大により世界的な感染症危機を引き起こす可能性がある。これらの感染症に対しては、国内対策ばかりでなく、効果的かつ現実的な水際対策の実施や国際的なアラートシステムの構築等、国際機関や諸外国と連携しながら、国際的なまん延防止対策を講じるための研究を推進する必要がある。国際的な感染症対策にこれまで我が国が果たしてきた役割から考えても、引き続き当該事業を推進することが重要であると考えられる。

肝炎対策については、本研究事業においてC型肝炎の疫学（罹患率、経過、予後）が解明されつつあり、インターフェロンを含めた標準的治療法にも進歩がみられ、今後の研究成果も大いに期待される。また、透析施設における感染防止策の構築、B型肝炎の母子感染防止策の徹底、性感染症対策としての肝炎対策等、新たな課題も指摘されており、社会的問題としての観点からも、今後も引き続き、国として積極的に取り組むべき研究課題であると考えられる。

エイズ対策については、地球規模の深刻な問題であり、平成13年には国連エイズ総会も開催され、保健分野だけの問題ではなく、社会・政治・文化・経済・人権全ての分野に関わる重要課題であり、全世界で一丸となって対応すべき問題とされている。エイズに関する研究を推進することは、国内のみならず、我が国よりも更に深刻な状況に直面している開発途上国に対する支援にも結びつくものであり、他の先進諸国とも共同しながら、アジアの盟主たる日本で引き続き、当該事業を積極的に推進する必要があると考えられる。

11) 免疫アレルギー疾患予防・治療研究事業

事務事業名	免疫アレルギー疾患予防・治療研究経費
担当部局・課主管課	健康局疾病対策課
関係課	大臣官房厚生科学課

A. 研究事業概要

(1) 関連する政策体系の施策目標

基本目標 1 1	国民生活の向上に関わる科学技術の振興を図ること
施策目標 2	研究を支援する体制を整備すること
1	厚生労働科学研究費補助金の適正かつ効果的な配分を確保すること

(2) 事務事業の概要（継続）

喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のアレルギー疾患やリウマチ・膠原病等の免疫疾患は症状が長期にわたり持続することで健康を脅かす。そこでこれらの病気にかかりやすい体質と生活環境などの関係を明らかにすることで、疾病の予防、診断、治療に関する新規技術を開発するとともに、免疫・アレルギーの診断・治療等臨床に係る科学的根拠を収集・分析し、医療に役立てる。

具体的には、基礎研究、基盤開発研究等の成果を十分に活用し、免疫メカニズムに関する知見を十分に踏まえた上で、以下の研究を推進する。

- アレルギー疾患の病因・病態解明と治療法開発に関する研究
 - ・アレルギー疾患における臓器特異的過敏症の発現機序（免疫メカニズム）の解明と適切な診断法の開発を行う。
 - ・環境要因、遺伝素因等を考慮したアレルギーの発症予測法や予防法の開発を進める。
 - ・アレルギー疾患における代替医療の評価と正しい情報の提供を行っていく。
 - ・環境要因、遺伝素因等とアレルギー疾患の関連を把握することを目的とした調査を実施し、アレルギー対策の推進に資する基礎的データを収集する。
 - ・アレルゲンにより引き起こされるアナフェラキシーショックに対する迅速かつ安全な治療法を確立する。
 - リウマチ疾患の診断、治療法の開発に関する研究
 - ・早期関節リウマチの診断基準作成と臨床経過の予測に関する研究
 - ・細胞表面分子をターゲットとした遺伝子治療の可能性について検討していく。
 - ・関節リウマチ上肢人工関節の開発に関する研究
 - 疫学・社会医学的研究
 - ・患者実態の把握を目的とした詳細な疫学調査を実施し、総合的な免疫アレルギー対策の推進に資する基礎的データを収集する。
- 本事業においてはこのような行政上必要な研究について公募を行い、専門家、行政官による評価により採択された研究課題について補助金を交付する。また、得られた研究の成果は適切に行政施策に反映される。

(3) 予算額（単位：百万円）

H13	H14	H15	H16	H17
746	1,309	1,137	1,105	1,195

(4) 趣旨

- 施策の必要性と国が関与する理由

免疫疾患、アレルギー疾患は、国民の30%が罹患しているといわれており、さらに増加傾向にある。また、その重症化も進み、日常生活に著しい支障を慢性的にきたすことから、国民の健康上重大な問題となっているが、これらの疾患の発症にかかわる抗原認識等の免疫システムと環境因子、遺伝性素因との関係は十分解明されていないため、免疫システムの解析とその知見に基づく、予防、診断、治療に関する新規技術、治療の効果を予測する技術の開発、既存の治療法の評価等が喫緊の課題である。
- 他省との連携

平成16年3月9日、免疫異常政策医療ネットワークの高度専門施設である「独

立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター」と「理化学研究所アレルギー科学総合研究センター」との間で、研究協力に関する協定を確認し共同研究が開始された。また、「スギ花粉に関する関係省庁連絡会議」を定期的に開催し、省庁間の情報交換や研究事業を含めた施策の調整等を行っている。

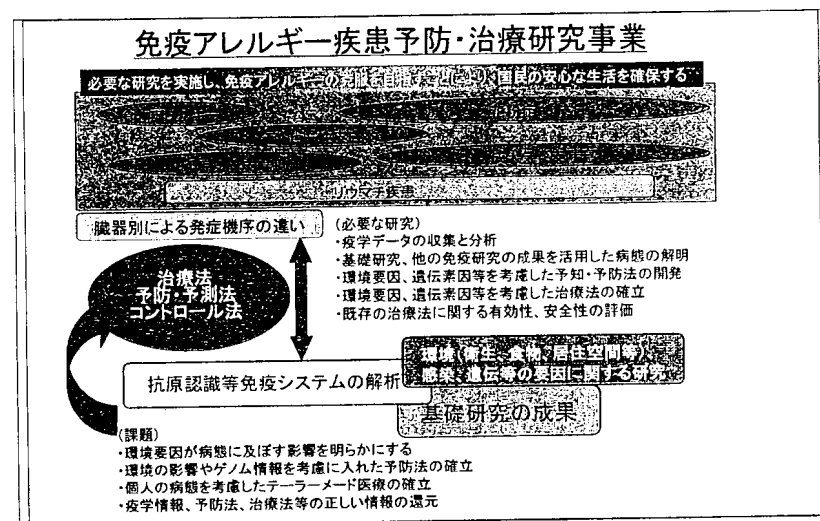
期待される成果

- ・ 抗アレルギー作用を有する民間薬の評価システムと天然植物成分のデータベースを作成した。また天然植物シジュウムを用いた塗布剤や点鼻薬は皮膚掻痒症や鼻アレルギーの治療に有効なことが確認され、今後の新規薬物の開発につながると考える。
- ・ 「関節リウマチに対する生物製剤使用のためのガイドライン」を策定し、生物製剤 infliximab の具体的な適応基準、除外基準を明示した。
- ・ インターネット上に「リウマチ・アレルギー情報センター」(<http://www.allergy.go.jp>) を運営し、ガイドラインや薬剤に関する情報、専門施設情報等を掲載し、リウマチ・アレルギーの情報提供体制を整えている。
- ・ リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症の四疾患についての地域相談体制を整備するため、保健師等従事者を対象とした四疾患相談員の養成研修会を開催していたが、平成14年度から食物アレルギーも講義内容に追加。平成15年度から総括講義として行政施策に関する講義も追加するなど、内容の充実を図っている。

今後も、免疫・アレルギーの診断・治療等臨床に係る科学的根拠を集積・分析し、医療に役立てて一般国民に普及できることを目標に積極的に研究を推進する。

- ・ 前年度の総合科学技術会議および科学技術部会での評価に対する取り組み
平成16年3月9日、免疫異常政策医療ネットワークの高度専門施設である「立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センター」と「理化学研究所アレルギー科学総合研究センター」との間で、研究協力に関する協定を確認し共同研究が開始された。(再掲) また、「スギ花粉に関する関係省庁連絡会議」を定期的に開催し、省庁間の情報交換や研究事業を含めた施策の調整等を行っている。公募課題の採択に当たっては、事前評価委員会において行政的・専門的に必要性の極めて高い研究課題を厳選している。

(5) 事業の概略図



B. 評価結果

(1) 必要性

免疫・アレルギー疾患の悪化機序等は多くの要因が複雑に絡んで起こっている。そのため、行政が、免疫・アレルギー疾患について患者のQOLの向上を図るため、疾患の状況把握と診断・治療指針の整備に関する研究、疾患遺伝子等の技術を駆使した実践的な予防・治療法開発に関する研究等を重点的・効率的に行くとともに、研究によって得られた最新知見を着実に、臨床の現場に反映し、より適切な医療の提供が実現されることを目指す必要がある。

(2) 有効性

免疫・アレルギー疾患予防・研究事業においては、研究班を構成する研究者によって効率的な研究が進められ、先端技術を駆使した適正な研究を進めることが可能である。また、積極的に他の基盤開発研究の成果を適切に活用し、効率的に事業が進められている。

本研究事業の1研究課題あたりの金額は概ね10,000千円〜40,000千円程度であり、研究期間は3年程度を限度としている。評価方法についても外部の評価委員で構成される評価委員会(事前、中間事後)が、多角的な視点から評価を行い、その結果で研究費の配分が行われており、効率的に事業を進めている。

平成17年度は、特に免疫アレルギー疾患の画期的な治療法の開発のため、

- ・ 抗原認識等免疫システムの解明とその成果に基づく治療法の開発
- ・ 環境・遺伝要因と免疫アレルギー疾患の発症・悪化との関係を解明

に重点を置いた研究を推進する。

免疫疾患、アレルギー疾患は、国民の30%が罹患しているといわれており、さらに増加傾向にある。また、その重症化も進み、日常生活に著しい支障を慢性的にきたすことから、高い必要性、緊急性が求められており、また、限られた予算の中で効率的な研究課題の採択が行われている。また、研究期間は原則3年であり、研究課題の見直しに反映されるため事業の目的達成に対する有効性が高いと考えられる。

(3) 計画性

本研究においては、優先度の高い課題を適切に選定して効率的に推進することが重要である。現在でも、行政的なニーズに学術的な観点を加えて、公募課題を決定し、応募された課題の専門家、行政官による事前評価と採択、中間・事後評価等を実施している。

(4) 効率性

リウマチ・アレルギー分野における10年間の研究の成果と、今後の対策の課題・展望を、『リウマチ・アレルギー研究白書』として平成14年5月にとりまとめ、地域における保健施策等の参考とするべく、関係機関へ配布した。また、リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症の四疾患についての地域相談体制を整備するため、保健師等従事者を対象とした四疾患相談員の養成研修会を開催しているところであるが、講師として研究班長等を活用し、またカリキュラムの策定にあたっては、各分野における一般的な知見と併せて、研究成果を踏まえた最新の知見を盛り込む等の工夫を講じている。

また、花粉症対策に関しても、関係省庁（厚労・文科・環境・林野・気象）で連絡会議を定期的に開催しているが、花粉症研究についても、各省それぞれの研究分野に関する情報交換等により、内容の連携を図るとともに、環境省「花粉観測予測システム」に、研究事業の範囲内で15年度より一部参加するなど社会への貢献度も高い。

(5) その他

・平成16年4月9日に閣議決定された「平成13年度決算に関する衆議院の決議（警告決議）について講じた措置」に位置づけられた。

・総合科学技術会議における「17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」の中でも、本研究が重点事項（ライフサイエンス）に位置づけられた。

C. 総合評価

アレルギー性疾患は、国民の30%が罹患しているといわれており、さらに増加傾向にある。また、その重症化も進み、日常生活に著しい支障をきたすことから、国民の健康上重大な問題となっているが、その病態解明は十分とは言えない。

またリウマチ疾患の病態は、特に運動障害となって現れることから、個々の患者のQOLのみならず、社会における労働力・生産力の低下等経済的な視野からも様々な問題が生

じているところである。

このようなことから、免疫・アレルギー疾患予防・治療研究事業は、小児（アトピー性皮膚炎・小児喘息等）から高齢者（リウマチ性疾患等）までを対象としており、少子高齢社会を迎えた本国が行政として抱える問題志向と一致しているところであり、引き続き事業を推進する必要があると考えられる。

今後は、疾患の発症と環境因子、遺伝性素因との関係を明らかにし、免疫システムの機能を十分に解明するなどして、予防、診断、治療法に関する新規技術等の開発を進め、その成果を臨床の現場に反映し、より適切な医療の提供が実現されることを目指して、研究開発を行う必要がある。

特に以下の点については、十分な留意の下研究を進めるべきである。

基礎研究、基盤開発研究等の成果を十分に活用し、免疫メカニズムに関する知見を十分に踏まえた上で研究を推進する。

関係機関との連携の下で研究を進める必要がある（平成16年度からは、理化学研究所免疫アレルギー科学総合研究所と独立行政法人国立病院機構相模原病院との共同研究が開始）。

免疫アレルギー疾患については、近年の臨床的研究の成果により、その病気の本態について徐々に発生機序、悪化因子等の解明が進みつつある。今後も目標の達成に向けた取り組みを予定しており、

・環境要因、ゲノム情報を取り入れた予防法の確立

・個人の病態を考慮したテーラーメイド医療の確立等、免疫システムを考慮した治療法の確立

・疫学情報、予防法、治療法等の正しい情報を還元する。

といったテーマを中心に、明確な目標を設定し効率的な研究を推進し、その成果を行政に反映していくことが期待される。